

れております。その教育方法は、各種の教程がどれもゲーム化され、少年達の将来はもちろん、すぐに役立つ日常生活の実学です。

三、ガールスカウト

指導者も含め女子で構成されており、活動内容は、美術工作、スポーツとゲーム、戸外生活、家庭、国際友好の十一の分野について、進級の程度によってプログラムが組まれています。

四、海洋少年団

子供の時から海に親しませ、海で心身をきたえ海洋国にふさわしい立派な社会人を育成するのが目的です。活動内容は、基本動作（特にしつけ）手旗、結案、モールス信号の他、清掃奉仕活動などが行われます。

五、スポーツ少年団

町や村などの地域でスポーツを愛する少年達が集まり、グループ（団）を作って登録したものがスポーツ少年団です。選手を作る団体ではありません。スポーツを通して、たくましい「からだ」とゆたかな「こころ」を育てるものです。活動内容は、スポーツテスト、キャンプなどを中心とした野外活動の他、学習、奉仕、文化諸活動も行われます。

六、青少年赤十字

「健康奉仕・親善」の目標を立て、郷土社会に尽くすことを目的としています。

幼稚園、小中学校、高校、または、これに準ずる保育所および学校で加盟することができま。

七、なかよし号事業

子どもを健全に育て、楽しい家庭、豊かな生活をうちたてたいと願いながら、少年団体の活動に献身努力しておられる、有志の方々も年々増加し、子どもたちと一緒に歌や、ゲームをやったり、ともに活動するグループや、サークルも県内あちこちに結成されてきました。

このグループやサークルはボランティア活動の一環として行なわれています。県でも青少年の「健全育成」事業の一つとして、そのサークルやグループの育成にも力を注いでおり、このような、サークル、グループの皆さんと共同して「なかよし号」事業を実施しております。

この事業は、「なかよし号」（二十五人乗りマイクロバス）を動かし、特に小中学校の夏休み期間を有意義に過し、正しい生活、習慣を身につけさせようとのねらいで、県ボランティア協議会と共同して、人形劇や、童話、ゲーム等のリーダーを巡回させ、子どもたちと、仲よく、歌や、ゲームで楽しい一日を過ごすのであります。

本年もその季節を迎えようとしておりますが、この事業実現にあたっては、地域の婦人会やPTA、学校等からも盛んに

二、活動機会の拡充

児童・生徒が、全員クラブへの加入を目標に、市町村・学校に対して指導・助言や研修会を開催し、OL・ナイトハイク・サイクリング・歩け歩け・走れ走れ・親子ソフトボール・キャンプ等関係団体と共に、体力づくりへの「さそい」を実施しています。

心身障害児 対策

いろいろな病気や事故の結果、さまざまな不自由や病的な状態が長く続くのを心身障害といいますがその幅は広く次のようにいろいろな種類があります。

精神薄弱、肢体不自由、視覚障害、自閉症などですが、子供がどの種類の障害をもっているか、正しく知り、十分早い時期に、それぞれの発達の時期に合った適切な治療や指導、訓練が必要です。

心身障害児の対策としては、在宅児対策及び児童福祉施設等への收容保護を実施していますが、ここでは在宅児対策について述べてみます。

今日では、心身障害児の收容施設については、重度の精神薄弱児施設の整備を除いては、おおむね整備されてきていますので、今後は、在宅の心身障害児対策に工夫をこらし、より一層の充実を図る

な協力があり、まさに地域ぐるみの楽しい一日であります。

このように、この事業は、青少年の健全育成に対しての気運を盛りあげることに、一役かっており、地域でも期待されている事業であります。

以上、諸活動内容をより一層充実させるため、各関係団体とも継続的に努力をしておりますが、県も健全育成の強化を積極的に助成しております。

たくましい 体力づくり

今日、児童、生徒のスポーツ、遊びに、きわだって変化したものと「場の変化」「質の変化」「遊び集団の変化」があります。

これは、スポーツや遊びが「戸外から室内へ」「全力を出し切るものから軽スポーツへ」「多数の集団から、少数の友人や兄弟姉妹へ」と移行し「行動によって学ぶ」うちに「他人の権利」を同輩集団の中で認め合う機会や創造、発見、自立、自主の精神及び態度を養う機会を失し、テレビの視聴を始めとする受動的な遊びが増し、からだを動かす時間が少なくなったことを意味します。

発育期のこの時期に、身体活動を通して人間づくりが必要なのは、全ての人

ていかなばなりません。

具体的には、心身障害児への治療訓練、指導の機会を確保するための通園施設（保育所・幼稚園への入所促進を含む）を整備していく必要があります。

心身障害児に対する公的援助には次のようなものがありますが、詳しいことについては、児童相談所、福祉事務所、町村役場等にお問い合わせください。

特に福祉事務所の家庭児童相談室には、児童問題、家庭問題に経験のある家庭相談員二人が配置され種々の問題について、訪問や受付相談指導を行っています。

一、補装具の交付、修理

お子さんが義肢やコルセットなどを使えば、失った能力を回復することができるときに、補装具を公費負担で交付、修理します。車椅子、補聴器など交付します。

二、日常生活用具の給付（貸与）

在宅の重度心身障害児に対し、浴槽、湯沸器及び便器等の給付、特殊寝台の貸与を行っています。

三、家庭養育員の派遣

心身障害児をかかえている家庭に対し、奉仕員を派遣して、無料で適切な介護等の日常生活の世話や相談を行っています。



▲母と子のふれあいが健全育成の第一歩です

少年自然の家の役割

菊池少年自然の家

少年自然の家では少年教育の重要な使命を痛感し、現代の社会的条件および社会の要請ならびに少年の生活実態をふま

えてつぎのような教育目標を設定しています。

- (1) 自然の美しさに触れ、自然に親しむ心や豊かな情操を啓発するとともに、調和のとれた心身の健全な発達を図る。
- (2) 集団活動を通じて、自主的な生活態度を養うとともに、協調・友愛・奉仕等の社会性と豊かな人間性の助長を図る。
- (3) 自然を愛護する心情をかん養するとともに、美しく豊かな環境をつくる態度の育成を図る。

なお、少年たちの『生活のめあて』として、

— 自然を友に —

○ 仲よく ○ 元氣よく ○ 美しく
をかかげ自主的な生活ができるようにした。

五月から利用団体の入所がはじまり、県下の少年たちが集団宿泊生活をもとにハイキングなどの野外活動や天体観測などの自然観察をおこない、すばらしい生活と活動をすすめています。

つぎの文は、入所した子ども会の会員がよせたお礼の手紙文の一節です。

— (略) — 旅行から帰ってくると「やっぱり家でのおんぼりしていたほうがいいなあ」と思います。しかし、こんどは家に帰ってきて、「自然の家の赤い建物」や「おっちゃん」(所の職員のこと)や「つどい」